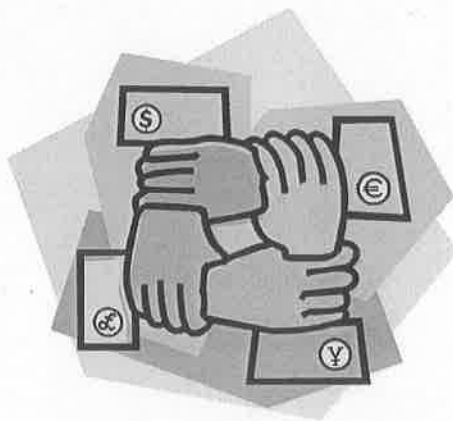


「ケアプランチェック」の手引書



平成17年10月

熊本県高齢者支援総室

目次

第1章 ケアプランチェックの概要

- 第1節 ケアプランチェックの視点 . . . 1
- 第2節 ケアプランチェックの流れ . . . 3

第2章 ケアプランチェックの進め方

- 第1節 事前準備 . . . 5
- 第2節 ケアプランの評価 . . . 11
- 第3節 ケアプランチェックの結果の活用 . . . 19
- 第4節 追跡評価 . . . 23

第3章 評価コメントの書き方 . . . 24

- 第1節 「評価コメントシート」の記載要領 . . . 25
- 第2節 個別項目評価の判断基準の根拠 . . . 26
- 第3節 「事例をとおしての支援事項、コメント」の記載例 . . . 44

<関係様式> . . . 58

<参考資料> . . . 88

第1章 ケアプランチェックの概要

第1節 ケアプランチェックの視点

1) 利用者の能力を活かした自立支援に資するケアプランとなっているか。

介護保険法第2条にあるとおり、可能な限り利用者の能力に応じて自立した日常生活を営むことを目的としたケアプランであるか検証します。そのためには、利用者や家族等の意向を十分に把握したうえで、適切な目標設定がなされ、目標の実現にふさわしいサービスが組み合わされることが必要です。

2) 介護予防（重度化を防ぐ）に資するものとなっているか。

目標設定が不十分であると、漫然とサービス提供が行われ、その結果、利用者本人の能力を衰えさせるおそれがあります。また、重度化を防ぐため、予防の視点でサービスを組むことが必要です。

3) アセスメント、モニタリング、サービス担当者会議など、基準に則った手続きで適切なサービスが提供されているか。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じたサービスが提供されるためには、アセスメント、モニタリング、サービス担当者会議等により、利用者の状態を適切にとらえることが必要です。

月1回の訪問が実施されていなかったり、サービス担当者会議が開催されていないなどの事例については、単に減算すればよいというものではなく、なぜ実施できていないかという原因を分析し、その阻害要因を取り除いていく必要があります。

4) 介護給付の対象にならない不適切なサービス提供がなされていないか。

訪問介護利用による利用者の居室以外の掃除や通所サービスの提供時間中に併設医療機関を受診するなど、給付対象とならないサービス提供を是正することはもちろんですが、要支援者に対する車椅子の貸与などサービス提供の必要性に疑問を持たざるを得ないような事例も見受けられます。

ケアプランチェックを行うことで、こうしたサービス提供の適正化を図る必要があります。

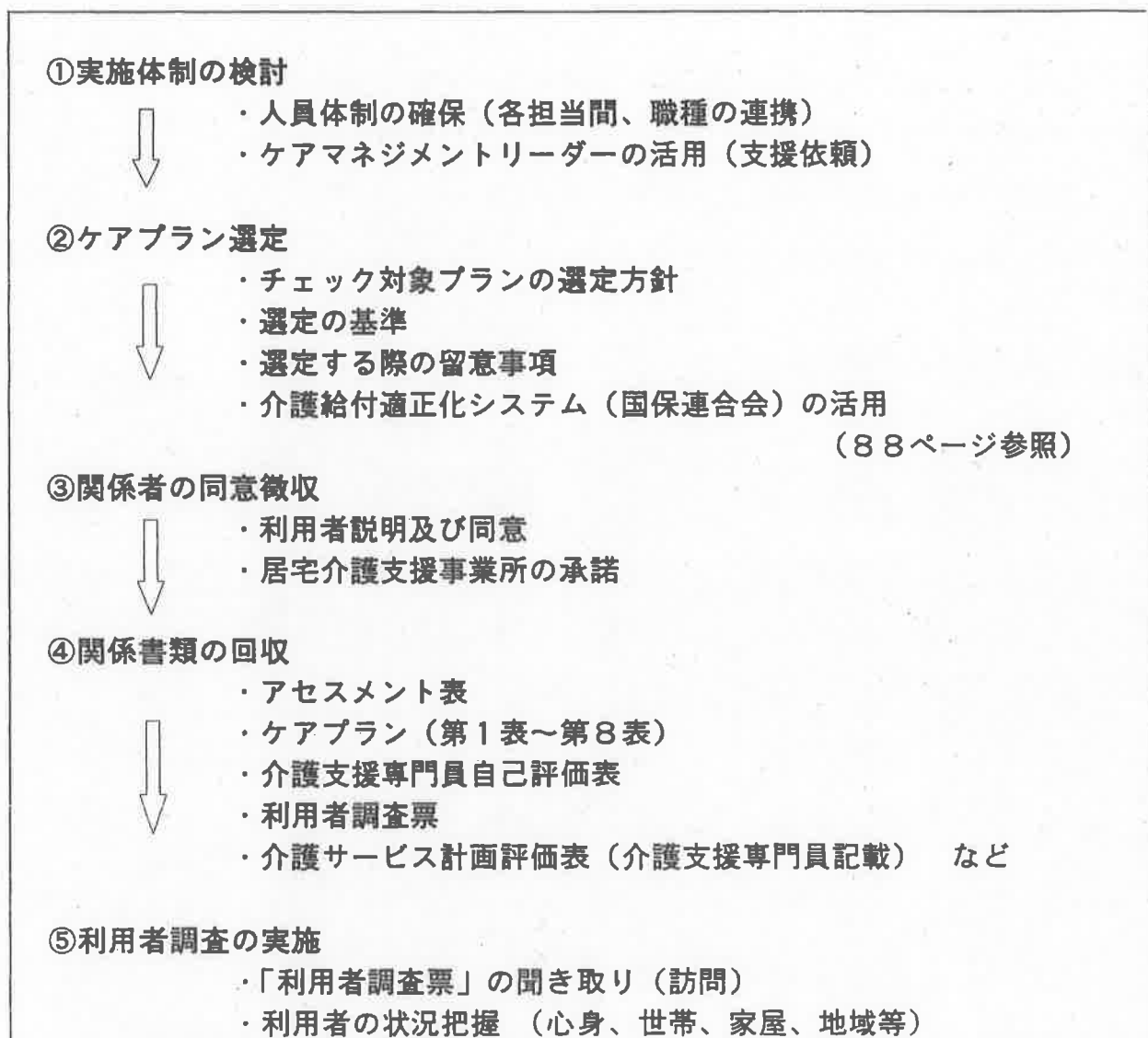
5) 介護保険外のサービス等を含んだケアプランとなっているか。

ケアプランは、高齢者の尊厳ある生活を支えるためのものであり、介護保険サービスだけで支えられるものではありません。市町村や社会福祉協議会が実施する施策はもちろんのこと、老人クラブの活動などボランティアの取り組みや民生委員の活用など総合的に高齢者を支えるケアプランとなっていることが求められます。

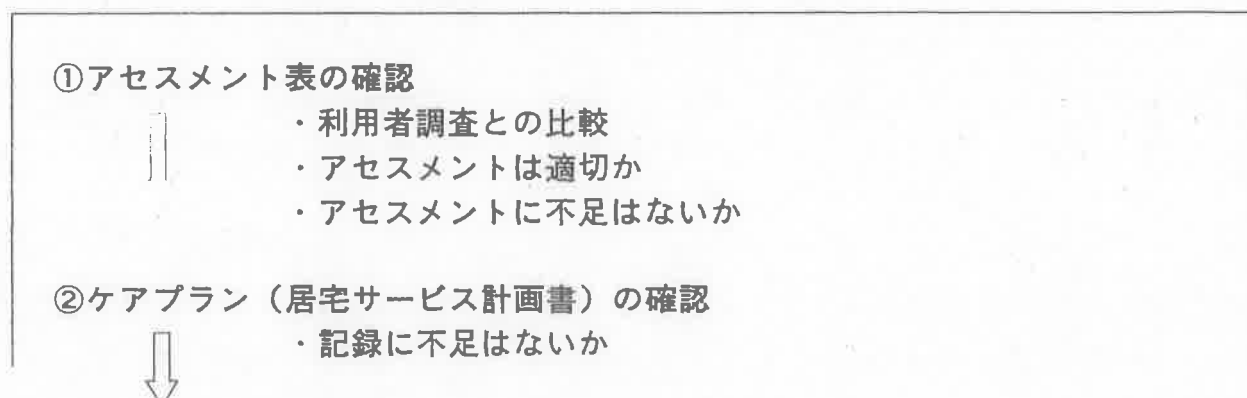
また、この検証を行うことにより、制度を補完するサービスがなんであるかを把握し、市町村における在宅福祉サービスの充実や社会福祉協議会又はNPO法人など民間サービスの支援など、基盤整備を行う必要があります。

第2節 ケアプランチェックの流れ

1) 事前準備



2) ケアプランの評価



- ・減算項目の該当がないか
 - ③利用者調査票、介護サービス計画評価表、介護支援専門員自己評価表の確認
 - ・ケアマネジメントに対する利用者の認識
 - ・ケアマネジメントに対する介護支援専門員自身の認識
- ↓
- ④ケアプラン評価表の記入
 - ・項目別の評価
 - ・助言、指導するうえでの整理

3) ケアプランチェックの結果の活用

- ①評価報告会の開催
 - ・評価報告会の形式
 - ・出席者
- ↓
- ②介護支援専門員の質の向上の観点からの助言
 - ・ケアマネジメントの考え方
 - ・ケアマネジメントの技術
 - ・ケアプランの書き方
 - ・適正なサービス利用
 - ・介護支援専門員に対する研修（研修事例への活用）
- ↓
- ③介護給付適正化の観点から指導
 - ・居宅介護支援事業所への助言・指導
 - ・事業所への改善指示書の送付
 - ・事業者指導（県との連携）

4) 追跡調査

- ①再評価
 - ・関係書類の回収
 - ・利用者の調査
 - ・再評価（指導、助言事項の確認）
- ↓
- ②助言指導
 - ・居宅介護支援専門員に対して
 - ・居宅介護支援事業所に対して
 - ・サービス事業所に対して